



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年 4月16日火曜日 第1348号

◇ 目 次 ◇ 告 示

新たに生じた土地の確認（御荘町）.....	505
字の区域の変更（ " ）.....	505
新たに生じた土地の確認（ " ）.....	505
字の区域の変更（ " ）.....	505
土地改良事業の工事完了の届出.....	505
県営土地改良事業の工事の完了.....	505
保安林の指定の解除.....	505
道路の区域変更（県道西条久万線外）.....	506
道路の供用開始（ " ）.....	506
道路の区域変更（県道河辺小田線）.....	506
道路の供用開始（ " ）.....	507
道路の区域変更（県道高瀬松溪線）.....	507
道路の供用開始（ " ）.....	507
開発行為に関する工事の完了.....	507

告 示

○愛媛県告示第 827 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、御荘町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、御荘町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年 4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
御荘町中浦468の1、468の2、469及び470の地先	2,119.37

○愛媛県告示第 828 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、御荘町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成14年 4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
中浦	御荘町中浦468の1、468の2、469及び470の地先	公有水面埋立地	2,119.37

○愛媛県告示第 829 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、御荘町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、御荘町の地域であることを確認した旨の届出

があった。

平成14年 4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
御荘町高畑43の1、44、47、48の1、48の2、185及び186の地先	1,045.49

○愛媛県告示第 830 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、御荘町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成14年 4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
高畑	御荘町高畑43の1、44、47、48の1、48の2、185及び186の地先	公有水面埋立地	1,045.49

○愛媛県告示第 831 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、伊予市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成14年 4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ほ場整備事業	宮下音地地区	平成14年 3月 4日

○愛媛県告示第 832 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成14年 4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
広域営農団地農道整備事業	南宇和地区	平成14年 2月15日

○愛媛県告示第 833 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年 4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
西条市下島山字岡寺谷乙13の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 834 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	西条久万線	上浮穴郡美川村七鳥1927番から 同村七鳥1909番まで	旧	メートル 3.5～12.5	キロメートル 0.152	
			新	21.5～27.0	0.152	
"	柳谷美川線	上浮穴郡美川村中黒岩1233番地先から 同村中黒岩1866番 5 まで	旧	4.5～10.5	0.406	
			新	9.5～32.0	0.406	
"	"	上浮穴郡美川村中黒岩1864番 4 地先から 同村中黒岩1952番 3 まで	旧	4.3～10.0	0.141	
			新	7.5～72.5	0.141	

○愛媛県告示第 835 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	上浮穴郡美川村七鳥1927番から 同村七鳥1914番まで	平成14年 4月16日
"	柳谷美川線	上浮穴郡美川村中黒岩1504番から 同村中黒岩1710番まで	"
"	"	上浮穴郡美川村中黒岩1813番 2 から 同村中黒岩1866番 5 まで	"
"	"	上浮穴郡美川村中黒岩1864番 4 地先から 同村中黒岩1950番地先まで	"

○愛媛県告示第 836 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	河辺小田線	喜多郡河辺村大字川上1460番2から 同大字1488番2まで	旧	メートル 4.8~7.6	キロメートル 0.058	
			新	4.9~35.0	0.057	

○愛媛県告示第 837 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	河辺小田線	喜多郡河辺村大字川上1460番2から 同大字1488番2まで	平成14年4月30日

○愛媛県告示第 838 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	高瀬松溪線	東宇和郡野村町大字富野川182番3地先から 同大字320番2地先まで	旧	メートル 3.8~22.0	キロメートル 0.138	
			新	10.8~31.6	0.138	

○愛媛県告示第 839 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高瀬松溪線	東宇和郡野村町大字富野川182番3地先から 同大字320番2地先まで	平成14年4月16日

○愛媛県告示第 840 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成14年4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
松局伊土検（開）第41号 平成14年3月29日	伊予市森字鹿島甲603番5	松山市土居町1022番地7 山 中 英 嗣 山 中 直 美
西局丹土（開）第1号 平成14年4月2日	東予市北条838番3	越智郡伯方町大字木浦甲2905番地の1 一 色 俊 彦

